

法定外公共物占用許可の申請方法

◎工事を始める前に次の書類を提出して下さい

法定外公共物占用許可申請書(提出部数 正副合計2部)

添付書類

- ① 位置図(住宅地図のコピー)
- ② 公図の写し(14条地図)
- ③ 現況写真
- ④ 実測平面図及び縦横断面図
- ⑤ 求積図(占用する部分の面積計算)
- ⑥ 構造図及び詳細図
- ⑦ 他の行政庁の許可、認可等に関する書類(写し)
- ⑧ 地区関係者説明報告書
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

なお、占用に際しては「橋本市法定外公共物管理条例」により料金を徴収します。